

陸國新治郡川曲郷受津村一千餘丈、其兩國郡境亦以舊川爲定、不得隨水移改。

〔常陸風土記〕夫常陸國者、堺是廣大地、亦緬邈、土壤沃墳原野肥衍、墾發之處、山海之利、人々自得、家々足饒、設有身勞耕耘力竭紡蠶者立即可取富豐、自然應免貧窮、況復求鹽魚味、左山右海、植桑種麻、後野前原所謂水陸之府藏、物產之膏腴、古人曰、常世之國、蓋疑此地、但以所有水上小中多、年遇霖雨、即聞苗子不登之難、歲逢亢陽、唯見穀實豐稔之歡歟、

〔易林本節用集下〕常陸常州大管十一郡四方四日、田宅市鄺逐日盛也、牛馬充牧、蠶多綿繞、大々中國也、

〔郡鄉考〕驛傳馬

按驛路の次第は先下總於賦驛より、按於賦は相馬郡大井、本國河内郡に入り、あり且行程のみ傳馬村なるべしと云ふ、大井を根遣本村地二郷を歷て、榎浦の上流を渡り、榛谷驛に至る、云ふ、信太郡稻敷説其郡に在り、朝夷名を遺せり、按今八代村なり、朝夷名を根遣本村地二郷を歷て、榎浦の上流を渡り、榛谷驛に至る、按今羽賀國界より此驛まで三里半、按大井より國界を脱せしなれば式に載ざる一驛は國府に在りて、一驛を脱せるにはあらず、國府より榛谷より九里五里にて、怡好の路なりとされど兵部式美濃不破郡不破、上野群馬郡群馬の類は皆國府の地なるを驛馬の條に出せるを見れば、獨本國式のみ茨城の名を載ざるの理なし、傳説には昔は信太郡と茨城郡大津郷となり、島津大津ともに舟船の集れる地名なれば、もじや此の内何れか驛家にはあらざりしと云ふに是又大津の方よりの便路なり、廃牧令に凡水驛不配馬處、量閑繁驛別置船四隻とありて、兵部式にも其地は船數をも載たれども、それは全く水驛舟行の地と見えたり、此地は榛谷より陸路三里島津に至り、舟にて半里の流海を渡り、大津に達すれども、不隔江海路曾禰に至りて、陸地連續の傳說に、國付と思ひなりし由のみなるに、陸路に於て舟と乗ざれば往復すればかりらず、已に風土記にも、不隔江海路曾禰に至りて、其徵に少しの迂回ありとて、津濟長に就けと稱る